

平成29年度 松戸市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水戸数	38,800 戸
(2) 年間総給水量	7,690,000 m ³
(3) 一日平均給水量	21,068 m ³
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	474,437 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益		1,638,648 千円
第1項 営業収益		1,338,187 千円
第2項 営業外収益		300,460 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支 出	
第1款 水道事業費用		1,610,396 千円
第1項 営業費用		1,493,566 千円
第2項 営業外費用		106,829 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 478,324千円は、過年度分損益勘定留保資金 446,821千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,503千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	198,276千円
第1項 企業債	56,000千円
第2項 出資金	21,100千円
第3項 補助金	27,500千円
第4項 負担金	93,676千円

支 出

第1款 資本的支出	676,600千円
第1項 建設改良費	476,605千円
第2項 企業債償還金	194,995千円
第3項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
基幹水道の耐震化事業	56,000千円	証書借入 又は 証券発行	4.5%以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 206,447 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,187千円と定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次